

令和5年度 立川市防災会議 議事概要

■開催日時 令和5年7月20日（木曜日） 10時00分から11時00分

■開催場所 立川市役所 101会議室

■出席者 39名（うち代理出席者4名）
詳細は別表のとおり

■次第

1. 開会

2. 会長（市長）挨拶

3. 議題

（1）立川市地域防災計画修正（素案）及び立川市受援計画（素案）について

4. その他

（1）東京消防庁立川消防署からの報告

（2）東京ガスネットワーク（株）東京西支店からの報告

5. 閉会

・資料一覧

立川市地域防災計画修正（素案）及び立川市受援計画（素案）の概要について（資料1）

立川市地域防災計画修正の骨子（資料2）

立川市地域防災計画（素案）

立川市地域防災計画（素案）の主な修正内容（資料3）

立川市受援計画作成の骨子（資料4）

立川市受援計画（素案）（資料5）

立川消防署からの情報提供（東京消防庁立川消防署資料）

東京ガスネットワークの防災対策（東京ガスネットワーク（株）資料）

立川防災館での展示物（東京ガスネットワーク（株）資料）

■会議の傍聴 公開

■傍聴者数 5名

令和5年度 立川市防災会議		
	令和5年 7月 20日(木) 開始 10時00分 終了 11時00分	場所 101 会議室
市民生活部長	定刻となりましたので、ただ今から令和5年度立川市防災会議を開会させていただきます。 本日は大変お忙しいところ、防災会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。 本日、議事進行を務めさせていただきます市民生活部長の神崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 ここからは着座にて失礼させていただきます。 それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。 次第の1 開会 といたしまして、まず始めに防災会議委員の皆様にお知らせいたします。本市では、「立川市審議会等会議公開規則」第3条の規定により、審議会等の会議は公開を原則としておりますので、本日の防災会議につきましても公開としております。 また、立川市防災会議運営規程第5条に基づき、委員定数の半数以上のご出席をいただいておりますので、本日の会議は成立しておりますことをご報告させていただきます。	
市民生活部長	続きまして、次第の2 会長挨拶に入ります。 立川市防災会議の会長である、清水立川市長より、ご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。	
市長	皆様おはようございます。市長の清水でございます。 本日はご多忙のところ、令和5年度立川市防災会議にご出席を賜り、誠にありがとうございます。昨年度、東京都は、地震の被害想定を約十年ぶりに修正いたしました。 本会議の議題にあります「立川市地域防災計画修正（素案）及び立川市受援計画（素案）について」では、東京都の内容を踏まえながら修正を行っているところです。委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見を頂戴できればと存じます。 最後になりますが、皆様におかれましても、引き続き災害に備えた積極的な取り組みを推進していただき、また防災行政に対し、一層のご理解とご協力を賜(たまわ)りますよう、お願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。	
市民生活部長	続きまして、次第の3 議題に入る前に事務局より資料の確認をお願いします。	

防災課長	それでは、はじめに資料の確認をさせていただきます。 まず、次第が1枚 次に「立川市地域防災計画修正（素案）及び立川市受援計画（素案）の概要について（資料1）」 次に「立川市地域防災計画修正の骨子（資料2）」 次に「立川市地域防災計画（素案）の主な修正内容（資料3）」 次に「立川市受援計画作成の骨子（資料4）」 次に「立川市受援計画（素案）（資料5）」 次に「立川消防署からの情報提供」 次に「東京ガスネットワークの防災対策（東京ガスネットワーク（株）資料）」 次に「立川防災館での展示物（東京ガスネットワーク（株）資料）」 最後に席次表と防災会議委員名簿となります。 以上が配布資料となります。不足等ございませんでしょうか。
市民生活部長	では、次第の3 議題の（1） 「立川市地域防災計画修正（素案）及び立川市受援計画（素案）の概要について」を、事務局より説明をお願いします。
防災課長	防災課長の仲沢と申します。よろしくお願いいたします。 ここからは着座にて失礼させていただきます。 はじめに、立川市地域防災計画修正(素案)および立川市受援計画(素案)の概要についてご説明いたします。資料1をご覧ください。1の（1）地域防災計画のこれまでの経緯についてご説明いたします。昨年10月に着手した後、庁内におきましては10月から12月にかけて職員説明および意見照会を行いました。素案作成にあたりましては、この庁内の意見照会に重点を置き、実務担当者に確認いただくなど作業を進めて参りました。その後2月の防災会議の了承を得て骨子案を決定し、3月末の市議会・総務委員会で報告いたしました。その後6月までの間、素案作成作業を進め、この度、素案をまとめたところでございます。 次に（2）重点項目等（3）主な修正概要につきましては、後ほどご説明いたします。 次に（4）今後のスケジュールについて、本日の防災会議において素案をご審議いただき、その後7月から12月までの間、東京都の各局への意見照会、8月には庁内及び関係機関の皆様への最終的な意見照会、10月11日に市議会総務委員会への報告、12月から令和6年1月にかけてはパブリックコメントの募集を進めて参ります。その後、素

案と同様に原案の庁内政策会議等での協議、防災会議での審議、市議会総務委員会報告を経て、年度内に原案を確定して参りたいと考えております。

裏面に移りまして、次に立川市受援計画策定についてご説明いたします。

(1)のこれまでの経緯につきましては、立川市地域防災計画修正とほぼ同様のスケジュールで作業を進めて参りました。次に(2)重点項目等(3)主な概要につきましては後ほどご説明いたします。(4)の今後のスケジュールにつきましては記載のとおり、現状庁内の各班から提出された受援対象業務シートの表記形式を合わせる等体裁を整えた段階であり、今後、検討を要する部分がございます。受援計画は、都への照会やパブリックコメントの募集を要しないため、原案確定までの間、庁内各課への直接のヒアリングを経まして内容を調整し、より精度を上げていくこととしております。

その他のスケジュールは、地域防災計画修正のスケジュールと同様に作業を進めていくこととしております。

次に「資料2 立川市地域防災計画修正の骨子」をご覧ください。

こちらは、前回2月の防災会議で承認いただきました地域防災計画の骨子です。この骨子の下の部分の表から、裏面の重点的に検討すべき事項に沿って、今回素案の修正作業を進めて参りました。

次に「資料3 立川市地域防災計画(素案)の主な修正内容」をご覧ください。

こちらは本日机上にお配りしております厚い冊子の立川市地域防災計画素案、その修正箇所の抜粋版でございます。本日はこの資料の3で主な修正内容をご説明させていただきます。

まず始めに1ページでございます。1)被害想定と減災目標の修正(ア)東京都防災会議による被害想定 of 修正についてです。被害想定 of 更新の内容は地域防災計画 of 修正において具体的な数値として文章の中に出てくる部分が多々あるため、全ての箇所を新たな数値に置き換えております。また、記載にあるとおり、被害想定の一覧表も差し替えております。昨年5月に都から公表されたこの被害想定は、建物被害・人的被害や数字上は被害量が減少しております。

次に2ページに移りまして(イ)市の現状に合わせた減災目標と対策 of 修正についてご説明します。減災目標 of 項目中の被害想定更新にかかる数値が変更されたのが主ではありますが、目標自体は変わっておりません。被害想定は大きく数値が減少しており、被害自体が減ったことから今までの目標 of 数値を少し抑えても実際の効果はあると考え

られますが、目標は高く持ち、高い状態を保ったまま更なる努力を続けるという意味を込めて目標を変えないこととしております。

次に2) 市街地の安全対策(ア)各種、地域ごとの危険度に係る最新測定結果の反映についてでございます。この項目は具体的には都が行った令和4年公表の地震に関する地域危険度測定(第9回)結果に更新しております。本文第2部の内容と関連資料それぞれ修正しております。この地域危険度測定は、5年に1度東京都から結果が公表され、今回は公表項目の構成も変わっております。立川市内の危険度は被害想定同様に軽減されております。

次に3ページをご覧ください。(イ)首都直下地震等による東京の被害想定結果の反映についてでございます。災害に強いまちづくりを目指すため、インフラ・ライフラインといったハード面の対策にも被害想定の数値が根拠として用いられており、数値の軽減が各項目において反映されております。

立川市では、木造建物の密集した地域の解消、避難路・延焼遮断帯の整備や沿道等の建物の不燃化など様々な防災対策により、立川市としての被害が軽減される結果となっております。

次に3) 避難行動要支援者等支援対策の強化(ア)個別避難計画の作成の推進についてでございます。災害対策基本法の改正に伴う個別避難計画の策定の努力義務が生じていることから避難行動要支援者等支援の項目を中心に記載を加えております。個別避難計画とは、簡単に申しますと高齢者や障がい者の避難行動に困難を伴う対象者を避難行動要支援者とし、一人ひとりに避難のための計画を作成するものでございます。市の個別避難計画の進捗といたしましては、令和8年度までに多摩川流域の立川崖線よりも下に居住する対象者の計画を策定する方針となっております。

次に4ページをご覧ください。(イ)避難行動要支援者等の支援体制の強化についてでございます。先ほどの個別避難計画にも絡み、避難行動要支援者を地域で支援していく体制・取り組みについて記載を加えております。具体的には、避難行動要支援者名簿と個別避難計画を活用し、名簿を行政と市民防災組織、自治会、民生委員等地域の人々が共有することで対策を講じていくこととしております。

次に4) 避難所機能および運営体制の向上(ア)指定福祉避難所との連携・強化についてでございます。避難所開設・運営の分野で記載を加えております。福祉避難所は、個別避難計画で指定する一人ひとりに適した施設を避難所として指定する取り組みであり、個別避難計画と関連し、福祉避難所の在り方を含め今後検討していかなければなら

ない分野でございます。

次に5ページをご覧ください。(イ)避難所における感染症対策の実施についてでございます。避難所開設・運営の分野において新型コロナウイルス対応より新たに生じた避難所における感染症を考慮した運営を記載しました。新型コロナウイルスが5類に移行したことも踏まえ、今後発生する可能性がある新たな感染症も想定した記載としております。

次に5) 応援・受援体制の整備(ア)東京都による市町村支援体制の充実についてでございます。こちらは、東京都地域防災計画の修正に伴い、今後東京都の受援計画も更新されることから、その活用について記載することとしております。具体的な取り組みとしては国等の派遣制度の円滑な活用や防災人材の育成などの活用を模索していくこととしております。

次に6ページをご覧ください。(イ)「立川市受援計画」の作成についてでございます。こちらは、現在並行して進めております立川市受援計画の作成に伴い、体制を強化した部分について記載を加えております。現行計画において位置づけのみの記載だったものを、例えば、受援計画に基づき活動する内容に変更するなど記述を変更しております。具体的には応援・受援体制の分野では人的受援を記載し、物資調達の分野においては物的受援を記載することで他の自治体からの受入体制を明確にしております。

次に6) 新たに建設される市所有施設の防災分野への活用(ア)クリーンセンター「たちむにい」の防災分野への活用についてでございます。クリーンセンター「たちむにい」にはごみ処理施設としての役割と他の自治体からの応援受入施設としての役割があるため、それぞれの該当部分に施設の名称を明記しております。

次に7ページをご覧ください。(イ)立川市学校給食東共同調理場の防災分野への活用についてでございます。新たに建設した立川市東共同調理場を含めた2か所の学校給食調理場については、物資集配拠点の二次拠点に位置付けたことから該当部分に加えております。

次に(ウ)東京都・立川市合同施設「コトリンク」の防災分野への活用についてでございます。立川駅南口駅前の東京都・立川市合同施設の「コトリンク」は帰宅困難者対策の分野で活用を図ることから該当分野に追記をしております。具体的には帰宅困難者対策の南口案内所を設置するための資機材を保管することとしております。

(エ)は健康会館及びドリーム学園の防災分野への活用についてで

す。両施設が今後、移転となることを広く示す意味も含めた記載をしております。令和7年度に移設を控えている両施設の役割としては、基本的には現状と変更はなく、そこに新たな機能を加えるかも含めて検討する必要があります。

次に8ページをご覧ください。7) 多様な支援団体との適切な連携について、(ア) 自動車メーカーによる給電車両の貸与と電源の使用に関する支援としてトヨタモビリティ東京株式会社、トヨタ S&D 西東京株式会社や三菱自動車株式会社の給電車両の提供にかかる協定の内容をライフラインの整備部分に追記をしております。

次に(イ) 電力会社による災害時の障害物除去支援についてでございます。東京電力パワーグリッド株式会社より、電力復旧のための障害物除去等の連携協定ではございますが、協定の内容としては多岐にわたっているものでございます。

次に(ウ) 医療法人による緊急医療救護所運営についてでございます。緊急医療救護所に指定された5つの病院と協定を結んだことから緊急医療救護所の運営要領の内容を含めながら記載を変更しております。具体的には、災害医療センター、川野病院、立川病院、立川相互病院、立川中央病院でございます。

少し飛びまして(カ) タクシー事業者等による避難行動要支援者の移送について、新立川交通株式会社と立川観光自動車との協定でございます。避難行動要支援者の避難に際して、タクシーによる避難所等への移送を実施することとしております。総合防災訓練においては2社に参加していただき、実効性を高めております。

次に9ページをご覧ください。(ケ) 市内自治会による避難行動要支援者支援についてでございます。新たに都営柏町自治会および曙二南町会との協定で避難行動要支援者の名簿を提供し、各避難行動要支援者の避難を手助けしております。

次に(コ) イオンモールむさし村山及びセレモアホールディングスによる車両による一時避難場所についてでございます。こちら風水害を想定した車両避難の避難先として大きな駐車場を有しておりますイオンモールむさし村山とセレモアホールディングスと協定を締結いたしました。地震の時には車両避難をしないように周知しているところではございますが、風水害時は雨風の中の避難になるため多摩川に近い住民等を想定した対策になっております。

次に10ページをご覧ください。

8) その他(ア) 各課への意見照会結果の反映についてでございます。防災課を含めた庁内各課からの意見照会の反映は最も力を入れた部分でございます。数多くの意見を反映させておりますが、ここでは

6項目を抜粋しております。

主な内容としましては①として橋りょうの補強・耐震化工事が進展し、その内容を反映させております。また②として新たな情報発信ツールとしてLINEが導入されたことにより記述を修正しております。③として平時のし尿処理が下水処理場から湖南衛生組合へ変更となったことに伴い、し尿処理の業務が下水処理班からごみ対策班へ変更となりました。一方で災害時は都の下水道施設への搬入をすることとしております。

11 ページに移り、④として令和4年度、令和5年度の組織改正の内容を反映させております。⑤の各施設の建物床面積につきまして、面積の捉え方を精査し、今後一定の基準のもと、収容人数を見直し、新たな被害想定も加味し、人数を算定することとしております。⑥といたしまして市所有施設の新設により、二次避難所を一か所増設しております。その他といたしましては、無電柱化整備計画の進展の反映、復興支援準備の記載の整備、耐震基準を満たさない建築物の反映、トイレの必要数の再算定、飲料水確保状況の更新などがございます。

次に12 ページをご覧ください。(イ) 関係機関への意見照会の反映についてでございます。関係機関からの意見照会は基本的には盛り込む方向で調整致しました。立川市三師会災害対策本部、東京消防庁立川消防署、東京都建設局北多摩北部建設所、東京ガスネットワーク株式会社の4機関よりご意見をいただきました。

①の消防署からの意見を踏まえた大きな修正点は、震災非常配備体制の基準変更の反映、東京消防庁災害時支援ボランティアの活動に関する内容になります。

13 ページに移っていただき、特に多く意見をいただいた三師会につきましては医師会の会議に再三参加し意見交換をしながら修正内容を抽出しております。

②の三師会からの意見を踏まえた修正において、避難者医療救護所の名称変更や小児周産期医療対策の追加、災害拠点病院等の2次医療対応機関の追加等多岐にわたっており、現行の計画において現状とそぐわない部分の整理を含めて修正しております。

次に15 ページをご覧ください。(ウ) 東京都地域防災計画を踏まえた反映についてでございます。令和4年5月に公表された被害想定 of 更新に伴い、東京都においても地域防災計画を修正し令和5年5月に公表されました。今回の修正では事前情報から拾える部分は確実に拾い、できる限りの反映を施しております。

①として防災関係機関の名称は東京都のアドバイスのもと都の計画に名称を合わせることであります。

②として災害対策にも多様性を尊重した配慮が盛り込まれたため、現行の要配慮者や女性視点へ配慮の記載に性的マイノリティの記載を盛り込んであります。

16 ページの④として新たに東京都で導入を進めている帰宅困難者対策オペレーションシステムは今後の市での対応も想定されるため、該当箇所に記載を加えてあります。

最後に9) 原案までに対応する事項(ア)再掲でございます。一次避難所、二次避難所(地震災害時)の「最大受入者数」の調整についてでございます。各避難所の最大受入人数については、被害想定が更新され、また面積の数値を実態に合わせることや感染症対策を考慮した避難環境を踏まえ、算定し直すことであります。

次に(イ)「開設段階に応じた風水害時指定避難所一覧」の作成についてでございます。こちらは立川市水害ハザードマップにも記載されている風水害時に開設する第一段階から第三段階までの避難所を一覧として作成し、新たに掲載を予定しております。

以上で立川市地域防災計画修正(素案)の説明は終わりました、引き続き立川市受援計画(素案)の説明を行ってまいります。

次に「資料4 立川市受援計画作成の骨子」をご覧ください。こちらは前回2月の防災会議でお認めいただきました受援計画作成の骨子でございます。この骨子の内容に沿って、今回素案の作成作業を進めて参りました。

次に資料5をご覧ください。立川市受援計画素案についてご説明いたします。まず、目次をご覧ください。計画の構成といたしましては、国が示している雛形に立川市のデータを当てはめた状態であり、章立てについても雛形に基づいております。本文、第4章受援対象業務シートについては、今後、精査・ブラッシュアップを行う必要がございます。

次に1ページをご覧ください。総論についてでございます。計画の目的や位置づけ等の基本的な事項を記載しております。骨子案にも載せていた部分でございます。

次に3ページに記載しております計画の発動についてでございます。計画の発動につきましては基本的には立川市内で震度6弱以上の

地震が発生した場合、本計画に沿って応援要請を行うこととしております。

次に 7 ページをご覧ください。人的応援の受援体制は庁内全体の受援担当として職員班が中心となりますが、災害対策本部の全体調整を担う本部指揮所班と緊密な連携を取って対応していくこととしております。

また、10 ページ以降に記載をしております応援職員等の受入に関する基本的な流れについて、ある程度基本的な事項は記載しておりますが、詳細はマニュアルで決めていくこととしております。

次に 17 ページをご覧ください。物的応援の受援体制は物資調達班が中心となって今後物資調達計画を立てることとしておりますが、その前提となる基本的な考え方が記載されております。

20 ページ以降について、物的応援の受入に関する基本的な流れでは、ある程度、基本的な事項は記載しておりますが、実際の班の任務や調達要請は今後調整が必要となります。

次に 25 ページをご覧ください。こちらが個々の業務の受援対象業務シートでございます。受援対象となる業務は全体で 43 業務を選定しております。現在は内容の検討や体裁の調整を行っております。受援の考え方として応援がくるまでに 3 日以上を要するため、対象業務の選定は人手が足りていなくても発災後 3 日以内に終了する業務は選定しておりません。

応援が必要となる機関については、業務継続計画、BCP 非常時一覧業務を根拠としております。さらには BCP の判定の中で人手が不足している、または大災害では足りなくなると判定されている業務について作成をしております。

業務における 1 日必要人数は各班員に当たる人数を勘案し、その上で何人足りないのかを想像し算定をしております。応援要請先としては、他の自治体への応援要請が基本となりますが、業務の性質によっては、建築士や保育士など民間にも資格者を求める場合がございます。

裏面の活動体制一日の流れは、国の雛形ではなく他の自治体の実例から採用したもので、実際になにをすれば良いのかが分かりやすく表示されるメリットがありますが、作成担当者の経験や想像力に左右されるため、出来栄に差が出やすく、今後、調整が最も必要な部分となります。

市民生活部長	立川市受援計画素案の説明は以上となりますが、この受援計画素案は今後も庁内で記載に手を加えて調整を行ってまいりますので、この点も踏まえまして内容をご確認いただければと考えております。 原案に向けまして、構成に大きな変更はございませんが、本日は全体のイメージをつかんでいただき、ご審議をいただければと考えております。 以上で「(1) 立川市地域防災計画修正(素案)及び立川市受援計画(素案)について」の説明を終わらせていただきます。 ただいまの件につきまして何かご質問、ご意見はございますか。 ご発言の際には、所属とお名前をおっしゃっていただけますと幸いです。 質疑がないようですので、これをもちまして (1)「立川市地域防災計画修正(素案)及び立川市受援計画(素案)について」の質疑を終了させていただきます。 今後、立川市地域防災計画修正(素案)及び立川市受援計画(素案)について、進めてまいります。皆様ご承認いただけますでしょうか。ご承認いただける場合は拍手をお願いいたします。 ありがとうございます。では(1)「立川市地域防災計画修正(素案)及び立川市受援計画(素案)について」は承認されました。
市民生活部長	続きまして、次第の4 その他に入ります。 (1) 東京消防庁立川消防署からの報告 を、 東京消防庁立川消防署災害対策調整担当課長様、よろしくお願いいたします。
災害対策調整担当課長	立川消防署の災害対策調整担当課長をさせていただきます。 任務は市との連携それと地域の防火防災力の向上を担当させていただきます。 立川消防署からの情報提供の資料をご覧ください。立川消防署で現在、市民の方々にお伝えしている内容について2件情報提供をさせていただきます。 1件目につきましては、地域防災力の向上についてでございます。本年は関東大震災100年目の節目の年でございます。記載にあるとおり、関東大震災では大きな火災により建物被害、人的被害が多く発生

いたしました。当時と現在とでは生活様式や建物構造が大きく変化しましたが、火災による被害を少しでも減らすための取組みでございます。

資料の１（２）をご覧ください。首都直下地震等による東京の被害想定につきましては、先ほど市長からのお話もありましたとおり、昨年の５月に東京都防災会議により首都直下地震などによる東京の被害想定が示されました。立川断層帯地震が立川市において最も被害が大きくなると想定され、２６件の火災、焼損棟数は４,３４８棟が焼損するという試算になっております。また、東京都全体では都心南部直下地震が最も被害が大きいと考えられ、立川市での火災は３件、焼損棟数は１６１棟という被害が予測されております。東京消防庁といたしましては、基本的には各行政、消防署毎のエリアを消防署で担当することになっておりますが、状況によっては応援部隊を派遣して対応するという活動をしております。

次に、（２）をご覧ください。平成２８年１２月に新潟県糸井川市で発生した火災では１４７棟が焼損し、そのうち全焼が１２０棟ありました。しかし、その際には消防車２３５台、消防隊員１,８８７名が活動しまして、約１１時間後に鎮火しました。現在立川消防署ではポンプ車が１０台、可搬ポンプが１４台という状況でございます。都心南部直下地震において、立川市で３件１６１棟が燃えた場合、他市からの応援は期待できず、立川消防署の現有消防力では１６１棟の消火は難しい状況でございます。そこで市民の皆様に初期消化力を向上していただきたいということでございます。

資料１の下部のグラフは首都直下地震による東京の被害想定から引用しました。初期消火力向上や感震ブレーカー設置により、被害が約９割減少するという試算がされております。立川市と連携し、市で配布しているスタンドパイプや消火器の使い方を市民の方に学んでいただいて１件でも火災件数を減らす取り組みを進めて参りたいと思います。

続きまして裏面をご覧ください。

救急車の適時適切な利用に関するお願いでございます。まず（１）としまして、東京消防庁として「救急車ひっ迫アラート」というキーワードでの呼びかけを今年から始めさせていただきました。救急需要が急激に増えた場合、必要な方に救急車が早期に到着できない可能性があるため、救急車ひっ迫アラートを出させていただいております。今年７月１日に開始し、７月１０日月曜日、１１日火曜日、１８日火曜日の３日間に本アラートを出させていただきました。

続いて、（２）でございます。

市民生活部長 東京ガスネットワーク（株）東京西支店長	救急出動件数の現状ですが、資料中のグラフでは令和4年度が過去最高件数を記録しております。令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルスの影響でなかなか搬送が出来ず、救急車を要請した方のところに長い時間待機してしまうというケースがありましたので件数が低くなっております。 今年につきましては、昨年を上回るペースで緊急出動が増えております。昨日の時点で立川消防署から8,756件出場し、昨年の8,432件を300件以上上回っています。立川消防署にある5台の救急隊が常時出動しているような状況でございます。 通常件数が増えることに伴い、119番通報をされてから要請された方のお宅に救急車が到着するまでの所要時間が年々増加している傾向がございます。少ない時には6分台で到着していましたが、現在は9分を超える状況です。この時間を少なくするため、市民の皆様に救急車の適正利用を呼びかけております。 本日はお配りをしていませんが、#7119という取り組みを市民の皆様にお伝えしております。119ではなく#7119に掛けていただくと東京消防庁救急相談センターに繋がり、救急車が必要な様子を見た方が良いか等の相談ができますので活用していただければと思います。 以上2件の情報提供でございました。 これからもよろしくお願いいたします。ありがとうございました。 ありがとうございました。 ただいまの件につきまして何かご質問、ご意見はございますか。 質疑がないようですので、これをもちまして（1）東京消防庁立川消防署からの報告を終了いたします。 続きまして（2）東京ガスネットワーク（株）東京西支店からの報告を、東京ガスネットワーク（株）東京西支店長様、よろしくお願いいたします。 ただいまご紹介いただきました、東京ガスネットワーク東京西支店支店長でございます。 当社の事業にご理解ご協力をいただきまして大変ありがとうございます。先ほど消防署様の方からご紹介ありましてとおり、今年は関東大震災から100年という年であり、国や都、そして様々な機関において防災により力を入れて色々な機会を通じて防災に関する発信をしている年かと思っておりますので、本日お時間をいただき都市ガスの防災対策についてご紹介させていただきます。
--	--

私が所属している東京西支店は多摩エリアをご担当しております。東京ガスグループの地域の窓口として活動しております。東京ガスネットワークは昨年4月に東京ガスから分離してできた会社であり、東京ガスグループの中で都市ガスのインフラを担当している会社でございます。

お配りしております青い表紙のパンフレットを使いながらご紹介してまいりたいと思います。

3、4ページをご覧ください。都市ガス事業について、ガスの流れを左から右に表している図です。都市ガスの燃料はほぼ輸入に頼っておりますので、ガスを液体で輸入してくるところから始まり、気体にして熱量を整えて匂いをつけるというところがガスを作る工程でございます。その後の「ガスを送る」という部分がこの東京ガスネットワークのインフラの部分でございます。都市ガス施設の多くが地下にあり、ガスの導管、パイプラインがございます。日頃、目に触れないためわかりにくいと思いますので、この機会にご説明させていただきます。

都市ガスの防災対策として、自然災害で一番怖いものを地震と位置づけ、様々な対策を行っております。4ページの右上の図にあるとおり、予防・緊急・復旧という3段階に分けて対策を行っております。

5、6ページは「予防」についてでございます。6ページ目にはガスを送る際の強靱な設備による予防について掲載しております。ガスは工場から高圧で送り、途中で中圧低圧に落としております。高圧と中圧のガス導管につきましては鋼管・鉄でできており、非常に伸びて曲げに強い種類の鋼管を使っております。6ページ右上の画像について、逆U字型の鋼管は元々真っすぐな管ですが、力をかけてこれだけ曲げても折れないという実験の結果でございます。

6ページ中段はガスホルダーの説明になります。立川市におきましては曙町3丁目の緑川通り沿いに1基ございます。「球体のため、転がるのではないか」といった意見をいただくこともございますが、こちらでも地下に基礎を打ち込んでおりますので強靱になっております。私が入社した時には、新人研修の際に「地震があった時にはガスホルダーの下に逃げ込め」と先輩から教えられるほど強靱に作っております。

6ページの下段が低圧のガス導管の説明でございます。現在材質がポリエチレン管になっており、地面が動いてガス管が引っ張られた場合、変形はしますが切れないためガスが漏れません。

7ページは「緊急」についてでございます。

緊急時につきましても段階に応じて様々な対策を行っております。各

ご家庭にはマイコンメーターが付いており、震度5程度の地震起きた場合、安全のために一旦ガスの供給を停止するようにできております。被害が無かった場合、ボタンを押していただき、ご自身で復旧することが可能ですが、この復旧方法の周知が私どもの課題であり、市の総合防災訓練等で復旧方法を周知する努力をしているところでございます。

さらに、震度6程度の地震が起きた際には、街に張り巡らされているガスを止めるという場合がございます。私どもは地区ガバナと呼んでおりますが、ガスを中圧から低圧に落とすための減圧装置に地震計が付いており、必要と思われる地区においてガスを一旦止めることが可能です。ただ、広い範囲でガスを止めてしまうとお客様にご不便をおかけするため、地域を小さな「ブロック」に分割し可能な限り狭い範囲でガスを停止することにしております。さらに、ガスをブロックごとに停止した場合でも、遠隔操作で漏れがないことが確認でき次第復旧をするというシステムになっております。

9ページは「復旧」についてでございます。

万が一、地震による被害があった場合、まずはエリア内の全てのガスメーターを停止して回り、地域をさらに細分化し、損傷部分を修理、そして再度全てのお宅を訪問し確認を行います。ガスの供給停止や復旧については、10ページ右下にありますように復旧マイマップというシステムをウェブ上で公開し、ガスの供給や復旧に関する状況をお客様が確認することができます。

さらに10ページ上段について、エリア単位で大きな災害があった場合は、全国の都市ガス事業者による応援体制を構築しております。例えば、地方で大きな地震があった場合は東京ガスをはじめ、様々なガス会社が応援し、早期の復旧に取り組みます。

次に、12ページの下部をご覧ください。

昨今は風水害による被害が増えたという印象をお持ちではないでしょうか。ガス事業は設備の多くが地下であるため、風の影響を受けにくく、水が浸入しにくい気密構造という特徴がございます。また、ガバナは電力を使用していないため停電の際もガス供給が継続でき、風水害の影響も受けにくいと考えられます。

さらに、台風が事前に予測される場合には、社内で体制を構築し、一定程度の震度の地震が起きた場合には決められた社員が出社するということになっております。今年は5月11日に千葉県木更津市で震度5強の地震がありました。木更津市は東京ガスネットワークの供給エリアがあるため、私は担当エリアがさほど揺れなかったと思いながらも決められたとおり、出社いたしまして、何かあれば対応できる体制を取っておりました。

	続きまして、もう一種類ご用意している資料をご参照ください。 東京消防庁では東京都内に3つの防災館をお持ちです。23区内に2箇所と、多摩エリアには立川防災館がこの近くにございます。立川防災館について、今年3月3日に都市ガスの防災対策紹介コーナーを設置させていただきました。先ほどもご紹介させていただきましたが、ガスのマイコンメーターについて地震が起きた際に被害を出さないためにガス供給を停止する機能がありますが、その復旧方法について周知させていただいております。いらっしゃる機会があればぜひご覧いただきたいと思います。 説明は以上になります。ありがとうございます。
市民生活部長	ありがとうございました。 ただいまの件につきまして何かご質問、ご意見はございますか。
市民生活部長	質疑がないようですので、これをもちまして（2）東京ガスネットワーク（株）東京西支店からの報告を終了いたします。 その他ご報告・ご意見等がございましたらお願いいたします。 よろしいでしょうか。
市民生活部長	続きまして次第の5 閉会でございます。 委員の皆様、ご審議をいただきまして、ありがとうございました。 市では、今後も引き続き、市民の生命・身体・財産を守るため、防災対策を推進してまいります。 これを持ちまして、令和5年度立川市防災会議を閉会といたします。 本日は、誠にありがとうございました。 【 終了 】

別表

No.	機関名	役職	出欠
会長	立川市	市長	○
1	関東財務局 東京財務事務所	立川出張所長	×
2	陸上自衛隊	第1 後方支援連隊第2 整備大隊長	代理
3	東京都福祉保健局	多摩立川保健所長	○
4	東京都建設局	北多摩北部建設事務所長	○
5	東京都水道局多摩水道改革推進本部	立川給水管理事務所長	○
6	警視庁	立川警察署長	代理
7	東京消防庁	第八消防方面本部長	×
8	東京消防庁	立川消防署長	○
9	立川市消防団	団長	○
10	独立行政法人国立病院機構災害医療センター	副院長	○
11	日本郵便株式会社	立川郵便局長	○
12	東日本旅客鉄道株式会社	立川駅長	○
13	日本通運株式会社	ロジスティクス第五営業部	×
14	東日本電信電話株式会社	東京事業部 東京西支店長	○
15	東京電力パワーグリッド株式会社	立川支社長	○
16	東京ガスネットワーク株式会社	東京西支店長	○
17	西武鉄道株式会社	小川駅管区長	代理
18	多摩都市モノレール株式会社	安全管理推進室長	代理
19	立川市三師会災害対策本部	本部長（医師会）	×
20	立川市三師会災害対策本部	副本部長（歯科医師会）	○
21	立川市三師会災害対策本部	薬剤師会	○
22	立川市自治会連合会	会長	○
23	立川バス株式会社	運輸部 旅客サービス課長	×
24	立川女性防火の会	会長	○
25	立川市	副市長	○
26	立川市	副市長	○
27	立川市	教育長	○
28	立川市	総合政策部長	○
29	立川市	行政管理部長	○
30	立川市	財務部長	○
31	立川市	市民生活部長	○
32	立川市	産業文化スポーツ部長	○
33	立川市	子ども家庭部長	○
34	立川市	福祉保健部長	○
35	立川市	保健医療担当部長	○
36	立川市	まちづくり部長	○
37	立川市	基盤整備担当部長	○
38	立川市	環境下水道部長	○

39	立川市	ごみ減量化担当部長	○
40	立川市	公営競技事業部長	○
41	立川市	会計管理者	○
42	立川市	教育委員会事務局 教育部長	○
43	立川市	議会事務局長	○